

青 発 第 2 1 号
平成14年4月10日

各 市 町 村 長 様
(保育所事務担当課)

島根県健康福祉部
(青少年家庭課)



保育所における休所日の取扱いについて (通知)

このことについて、島根行政監察局の指導に基づき、下記のとおり取り扱うよう保育所指導監査を通じて各保育所に周知してきたところですが、未だ改善されない保育所があります。

つきましては、休所日の取扱いが不十分な保育所に対して改善を図るよう御指導いただきますようお願いいたします。

記

- 1 年度末から年度初めの休所は、極力短縮すること。
- 2 休所日とした場合でも、保育を希望する児童は受け入れること。



児 発 第 2 6 1 号

昭和 5 8 年 6 月 2 1 日

各 市 町 村 長 殿

島 根 県 社 会 福 祉 部 長

(児 童 家 庭 課)

保育所における休所日の設定状況に関する
実態調査の結果について(通知)

このことについて、先般島根行政監察局において実態調査が実施され、別添写しのとおり休所日の設定状況に関する現状と問題点及び改善方について指摘がありましたので、所要の改善措置を講じられるよう通知します。

なお、管下民間保育所に対する改善方指導についても、格別の御配意をいただくようお願いいたします。

保育所における休所日の設定状況に
関する実態調査結果

島根行政監察局

保育所は、その趣旨、目的から日曜日及び年末年始の一定期間を除き、平日は、原則として開所し、児童の保育に当らなければならぬが、今回当局において「保育所の年度末における連続休所の解消」を要望する行政相談を端緒に、松江、益田2市の保育所における一斉休所日の設定状況を調査した結果、次のような問題がみられた。

- ① 抽出調査した保育所の多くは年度末から、年度初めの平日（土曜日を含む）に、年度末の事務整理、新入所児の受入準備等の理由で、4日ないし5日間の連続した休所日を設けている。しかし、一部の保育所では、同様の理由から休所日を設けてはいるものの、その日数を1～2日程度にとどめているところもあり、また4日間休所しているところでも、すべてをこれらの事務に従事しているわけではなく、休所期間中職員も交替で休暇をとっているものがあるなど、現状の休所期間については、これを短縮し得る余地が認められる。

- ② また、松江市内の保育所では保育所職員全員を対象とした研修会を毎年2回定期的に全所一斉休所して実施している。しかし、その内容等からみて、平日に全職員が一斉に参加することは、保育所の性格上望ましい方法とはいえないものとなっている。

したがって、県は、次の事項について保育所設置者を指導する必要がある。

- ① 年度末から年度初めの休所は、極力短縮（例えば2日程度）すること。

また、研修による一斉休所についても、回数を見直すこと。

- ② 休所日とした場合でも保育を希望する児童についてはこれを受け入れるように措置すること。